

# 食品安全マネジメントシステム導入推進支援研修事業 の実施に当たって



## 研修委員長 湯川剛一郎

食品衛生法では事業者に対しHACCPに基づく衛生管理の実施を義務づけています。食品企業の間には、HACCPで立ち止まるのではなく、食品安全マネジメントシステム（FSMS）を導入し、より安定的、効果的にHACCPを運用しようという機運が出てきています。しかし、現場では、専門的知識を持ち、適切な助言・指導ができる人材が不足していると言われていています。

本研修では、HACCP及びFSMS認証取得支援の指導・助言ができる人材の育成を目指し、初級及び上級のコースを開設します。上級コースの受講には初級レベルの知識が不可欠ですが、時間の制約で初級コースを受講できない方のため、e-ラーニングのコースを用意しました。e-ラーニング、初級コースは上級受講者のためのコースということではなく、HACCPを理解するために必須の知識が盛り込まれており、食品衛生法への対応を行うために十分な知識が取得できます。

本年度の研修を終えた方々によって事業者の助言・指導が行われ、HACCPに沿った衛生管理の実施、ISO 22000やJFS-C、FSSC 22000などの認証を取得する事業者が次々に生まれることを期待しています。

いのちをつなぐ

**SARAYA**